平成２６年（フ）第７６８号
名古屋市緑区太子１丁目209番地　ファミール太子203号
債務者　井下　哲也
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８３１号
愛知県名古屋市中区正木４丁目５番20号　イエローシダー金山603号
債務者　塚原　忠雄
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７３号
名古屋市守山区金屋１丁目19番20号　レジデンス西村403号
債務者　池田　恵美
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９０６号
名古屋市西区枇杷島３丁目21番19号　タウン・コート東洋Ａ棟103号
債務者　大市　政司
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６号
兵庫県加古川市加古川町平野85番地の１　ハイム平野５号
債務者　井垣　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１５３号
兵庫県姫路市夢前町寺1016番地４
債務者　水田　博之
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２１９号
兵庫県神崎郡神河町加納97番地　メトレス神崎108号、従前の住所兵庫県神崎郡市川町西川辺1025番地15
債務者　筒井　利行
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２２５号
兵庫県高砂市高砂町清水町1438番地、従前の住所兵庫県高砂市高砂町清水町1436番地
債務者　熊澤　和子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２３８号
兵庫県相生市緑ケ丘１丁目11番13号
債務者　坂田　晋一
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４３号
兵庫県姫路市市川台２丁目１番地　市営市川住宅６棟10号
債務者　礒野　祐三
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１６９号
奈良市西木辻町120番地の５　サンコート春日206号
債務者　佐合　純一
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１７２号
奈良市奥子守町９番地の３　シティパレス21　ＪＲ奈良Ｐ６―102号
債務者　巽　千加代
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３６０号
広島市安芸区中野３丁目26番29―201号
債務者　池田　友紀
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１３号
広島市南区似島町字家下73番地の１
債務者　新田　早苗
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８０号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄4065番地４
債務者　松下　進治
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１３９号
鹿児島県鹿児島市吉野町2184番地９
債務者　寺田美千代
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２１号
鹿児島県奄美市名瀬石橋町11番18号
債務者　平江紗弥美
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部